**「グルメ甲子園」　実施要綱**

**１　趣旨**

障害福祉サービス事業所で障害者が製造する農産物の生産やその加工に障害者が関わり製造した加工品等の、品質向上及び販路拡大を図り、障害者工賃の向上を促進するため、コンテストを実施する。

※ 農産物の生産やその加工に障害者が関わり製造した加工品等

**２　応募期限** 平成３０年３月２日（金）

**３　開催日** 平成３０年３月中旬～下旬

**４　開催場所** 兵庫県福祉センター１階多目的ホール

　　　　　　　　　　（神戸市中央区坂口通２－１－１）

**５　スケジュール**

平成３０年２月上旬 実施要項　配布

　　〃　　３月２日 応募期限／書類審査

**〃　　３月中旬～下旬 グルメ甲子園**

**６　参加条件**

グルメ甲子園に応募する事業所は、商品の製造工程に利用者の作業参加が明確であり、かつ次の条件を満たすものとする。

（１）兵庫県内の障害福祉サービス事業所（以下「事業所」）であること。

（２）事業所がエントリー商品の製造等に必要な許可等を取っていること。

（３）生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）に加入していること。

（４）製造に従事する職員への衛生管理講習を定期的に行なっていること。

（５）販路拡大に関する計画及び取り組みが明確に行われていること（事業所として工賃向上計画や販売計画が策定されていること。）。

（６）商品説明のプレゼンテーションができること。（スライド等の作成を含む。）

（７）審査会において、試食品（サンプル）の無償提供（郵送料等も含む。）ができること。

（８）審査会において、冷蔵・保温設備等が必要な場合には、当該設備を自らの事業所で準備できること。

**７　エントリー商品について**

エントリーが可能な商品は、農産物を使用した加工品等とし、下記の条件を満たす商品とする。

（１）自らの事業所で製造している商品であること。

（２）商品の保存環境及び包装が適切に行われていること。（必要な商品のみ）

（３）表示について、法令を遵守していること。

エントリー商品の例）

1. ジャム、はちみつ、乾燥野菜等の果実加工品
2. ドレッシング、みそ、しょうゆ等の調味料
3. 茶、コーヒー等の飲料
4. 漬物、乾燥野菜、佃煮
5. 缶詰、レトルト食品
6. その他食品加工品

**８　審査基準**

次の項目を基準に審査を行う。

(１)　アイディア

（２） 質

(３)　地域性（地域との連携・地域商材の活用等）

(４)　将来性（販路拡大の可能性等）

(５)　プレゼンテーション

**９　応募方法等**

別紙の「第1回グルメ甲子園　エントリーシート」にご記入の上、メールまたは郵送で、応募期限までに下記事務局までお送りください。なお、応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

【お問合せ先】

第１回グルメ甲子園 事務局

NPO法人 兵庫セルプセンター　担当：脇原・村上・堂前

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター６階

TEL：078-414-7311　　FAX：078-414-7312

Mail：contact@hyogo-selp.jp